

【公開版】

別添 1

「第五条 安全機能を有する施設の地盤」  
及び「第六条 地震による損傷の防止」に係  
る申請対象設備の類型分類

2023年2月17日  
日本原燃株式会社

凡例：

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について、既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
—	上記対象外

注記

注1	第五条第1項及び第二十二條第1項の要求のうち、各建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第1項のうち、各建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される建屋の申請にて説明するため、「—」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第三十四條第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「—」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第1項、第2項及び第3項については、外部からの衝撃を防護する建屋、竜巻防護対策設備、屋外に設置する安重機器等を対象とする。なお、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」、「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防炎物品)」、「火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十四條第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四條第3項の要求のうち、可搬型照明は、「可搬型照明」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十六条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の種類等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「安全機能を有する施設の種類等に対する考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十六条第2項及び第3項の要求は、「安全機能を有する施設の種類等に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	第十六条第4項の要求は、「安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の種類等に対する考慮」、「重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注11	第三十五條第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防炎物品)」、「重大事故等対処設備のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の種類等に対する考慮」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十六條第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央制御室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十六條第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「屋内アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備」、「屋内アクセスルートの設定」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第四十三條第1項については、再処理施設において系統又は機器からの放射性物質の漏えいの発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを添付書類等にて説明する。
注15	重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。















































































































































「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、「第六条 地震による損傷の防止」の説明方針

A. 新規に設置するもの

【廃棄物管理施設】

Cクラス：5基

番号	施設区分	設備区分	機器名称	数量	備考	換気設備				予備電源	送排煙設備				第5条、第6条 耐震 S7クラス：S S7クラスへの実尺：S実尺 B7クラス：B S7クラスへの取込距離：B取込 C7クラス：C S7クラスへの取込距離：C取込				
						第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項		第11条第5項	第11条第6項	第11条第7項	第11条第8項		A:	B-1:	B-2:	B-3:
7	廃棄物管理設備本体	管理施設	ガラス強化体耐震補強材	—	—	地下水位水設備（ガラス強化体耐震補強材有り）	一式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火災発生防止設備	一式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	火感知器	一式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	熱感知器	一式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112	その他廃棄物管理設備の附属施設	その他の主要な事項	火災防護設備	—	—	蓄電池内蔵型照明	一式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

















